

暑中お見舞い申し上げます。皆様方におかれましてはお体ご自愛下さいませようお祈り申し上げます。
<6日 広島平和記念日, 7日 立秋, 9日 長崎原爆の日, 23日 処暑>

☆当事務所の夏季休業日 8/19-8/11, 8/14-17 (8/12-13は営業日) です。

					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30



1. August ご案内・改正情報

① 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の引下げ

平成 26 年度については、平成 25 年度の平均給与額が平成 24 年度と比べて約 0.2%低下したことに伴い、以下のとおりの引き下げが実施されます。最高額：受給資格に係る離職の日における年齢に応じ次のとおり

60 歳以上 65 歳未満：6,723 円→6,709 円 (-14 円)

45 歳以上 60 歳未満：7,830 円→7,805 円 (-25 円)

30 歳以上 45 歳未満：7,115 円→7,100 円 (-15 円)

30 歳未満：6,405 円 → 6,390 円 (-15 円)

高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額の引下げ

平成 26 年 8 月以後、341,542 円→340,761 円にと引き下げられます。

「雇用保険の基本手当日額の変更～8月1日（金）から実施～」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000051226.html>

②先月算定基礎届とともに、7月の月額変更届を提出した場合に今月で保険料変更を行います。

☆ 現在の保険料率 ※ (労使折半料率) 健康保険 49.85 (愛知) / 1000、介護保険 8.6 / 1000
厚生年金保険 85.6 / 1000 雇用保険 5 / 1000 (建設業 6 / 1000)

2. 名言名句

「成功とは、自分の達成度だ。他人を気にする必要はまったくない。」

イアン・ソープ

3. 法律ワンポイント

安衛法の改正に伴う交付要領の改正

2014年6月25日に改正労働安全衛生法が公布され、事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者および事業場の実情に応じ適切な措置を講ずる努力義務が課せられるとともに、国も必要な援助に努めることとされました。これにより、7月1日付で「『受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について』の一部改正について」という文書が出され、一定の要件を満たす換気装置を設置する事業所等も、本助成金の交付対象とされることとなりました。

改正前の本助成金は、2014年5月16日の交付要領改正により、一定の要件を満たす中小事業主を対象として、事業場内において、喫煙室以外をすべて禁煙とし、一定以上の基準を満たす喫煙室を設置する場合に、その設置費用の一部を助成するものとされてきました。しかし本改正により、上記以外の**受動喫煙防止措置として、一定の要件を満たす換気装置の設置等の措置を講ずる場合の、工費、設備費、備品費および機械装置費等も交付対象**となりました。

飲食店等では、客席を「喫煙スペース」と「禁煙スペース」とに分ける分煙措置による受動喫煙防止措置が取られていることが多くありますが、そうした喫煙スペースにおいて、喫煙区域の粉塵濃度が「1立方メートル当たり0.15ミリグラム以下」となるよう設計されていること、または客席がある喫煙区域における1時間当たりの必要換気量が「客席数×70.3立方メートル」となるよう設計されている場合に、交付対象となります。

4. 統計・情報

①厚生労働省では、今年度新たに「イクボスアワード」と「イクメンスピーチ甲子園」を開催する。育児を積極的に行う男性「イクメン」を応援し、男性労働者の育児休業取得を促進するプロジェクトの一環として行うもので、イクメンを支援する「イクボス」と、イクメンのエピソードを募集する。応募締め切りは、イクボス8/22、イクメン8/18。※ボス=上司

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000049263.html>

②政府は、管理職や採用における女性の割合が一定の基準を満たすなどした企業を認定する制度を創設する方針を明らかにした。認定企業には専用マークの付与、税制優遇や地方自治体による助成事業での優遇が検討されている。来年の通常国会に関連法案を提出し、2015年度からの実施を目指す。(6月30日)

③厚生労働省が「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を公表し、2013年度に精神障害により労災申請をした人が1,409人(前年度比152人増)で、過去最多を更新したことがわかった。労災認定者は436人(同39人減)で減少となったが、2年連続で400人を超えた。

④厚生労働省は、国民年金の加入者が保険料の未納分を過去5年分まで後払いできるようにする方針を明らかにした。本来であれば10年分を追納できる特例期限の終了後(2015年10月以降)は2年分に短縮されるが、5年分を追納を認めることで納付を促し、将来の年金減額を防ぐのが狙い。



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

協会けんぽからのメールで、「スワンの日」を知りました。20の学会が参加しております、禁煙推進学術ネットワークが「吸わん→スワン(Swan 白鳥)→数字の「2」ということで「22日」を「禁煙の日」と定めたようです。さらに愛知支部では「2日」も定めたようです。



安全衛生法の改正では**受動喫煙防止措置の対策助成金の交付対象も拡大**されています。事業場での禁煙・喫煙の分煙も浸透してきて、「喫煙室以外は禁煙」も多くなっていると思います。平成14年にできた「**健康増進法**」の第25条では、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙防止するために必要な措置を講ずるよう求めており、罰則こそないものの努力義務を負う必要があるとしています。

ゴルフ場の中には積極的にすすめているクラブもあります。ただ、あくまで施設内の話で、広いコースでは無理というもの。移動のためのカートでは、吸う方は後部座席に座るべきですね。カートが走っているときに前席で吸われますと、**煙と火の粉が後方へ流れ、迷惑することがあるから**です(常識的にはわかるはずなのですが)、よく被ります。しかし、これがなかなか言えないものなんです。

車から走行中に「火がついたままのタバコのポイ捨て」を見かけます、何かに引火したら大変です。国は受動喫煙防止とともに「**タバコのマナーそのもの**」を大々的アピールしてほしいと思う**スワン者の願い**です。(S)